

新潟市請負工事検査要綱 新旧対照表

改正後	現行	備考
<u>新潟市請負工事の監督及び検査要綱</u> <u>第 1 章 総則</u> (趣旨) 第 1 条 この要綱は、本市が発注する請負工事の<u>監督及び検査</u>を適正かつ効率的に執行するため、必要な事項を定めるものとする。 (適用範囲) 第 2 条 この要綱は、新潟市契約規則（昭和 5 9 年新潟市規則第 2 4 号。以下「<u>契約規則という</u>」）<u>による請負工事（以下、工事という。）の監督及び検査に関して、法令その他に定めがあるもののほか、この要綱に定めるものとする。ただし、検査については、契約規則第 4 0 条第 2 項に定める検査調書等を省略できない工事に適用する。</u> (用語の定義) 第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 <u>(1) 工事担当課長</u> 工事を担当する部、区、事務所及びセンターの課等の長をいう。 <u>(2) 監督員</u> 工事担当課長から指定された職員 <u>(3) 検査担当課長</u> 検査を担当する課の長をいう。	<u>新潟市請負工事検査要綱</u> (趣旨) 第 1 条 この要綱は、<u>請負工事の監督及び検査に関する規程（昭和 3 3 年新潟市訓示第 1 2 号）その他別に定めるもののほか、</u>本市が発注する請負工事の<u>検査</u>を適正かつ効率的に執行するため、必要な事項を定めるものとする。 (適用範囲) 第 2 条 この要綱は、<u>工事の請負契約に係る検査のうち、</u>新潟市契約規則（昭和 5 9 年新潟市規則第 2 4 号。以下「<u>契約規則という</u>」）第 4 0 条第 2 項に定める検査調書等を省略できない工事に適用する。 (用語の定義) 第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 <u>(1) 検査担当課長</u> 検査を担当する課の長をいう。 <u>(2) 検査担当課長等</u> 新潟市事務専決規程（平成 1 9 年新潟市訓令第 9 号）に基づき、工事の検査に関する市長の権限を専決する権限を与えられた課等の長をいう。 <u>(3) 工事担当課長</u> 工事を担当する部、区、事務所及びセンターの課等の長をいう。	

(4) 検査担当課長等 新潟市事務専決規程（平成19年新潟市訓令第9号）に基づき、工事の検査に関する市長の権限を専決する権限を与えられた課等の長をいう。

(5) 専門検査員 検査担当課の職員

(6) 指定検査員 検査担当課長が必要と認める場合において、前号に定める職員以外から指定した（係長相当以上の職にある）職員

第2章 監督

(監督員の指定と通知)

第4条 工事担当課長は、請負工事が締結されたときは、当該工事の監督員を指定して受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

(監督員の職務)

第5条 監督員は、請負工事の適正な履行を確保するため、次に掲げる必要な監督（以下「監督」という。）を行うものとする。

(1) 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾又は協議の処理

(2) 設計図、仕様書その他の契約関係図書（以下「契約図書」という。）に基づく工事の実施のための詳細図等の作成及び交付又は契約の相手方が作成したこれら

(検査員)

第4条 契約規則第38条の規定に基づき行われる検査を行う者は、次のとおりとする。

(1) 専門検査員 検査担当課の職員をいう。

(2) 指定検査員 検査担当課長が必要と認める場合において、前号に定める職員以外から指定した（係長相当以上の職にある）職員をいう。

の図書の承諾

(3) 契約図書に基づく工程の管理、立会い、工事の実施状況の検査及び工事材料の試験又は検査の実施の処理

(4) 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾又は協議（重要なもの及び軽易なものを除く。）の処理

(5) 工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の報告

(6) 関連する2以上の工事の監督を行う場合における工事の工程等の調整の処理

第3章 検査

(検査の種類・目的)

第6条 検査の種類と目的は、次に掲げるとおりとする。

(1) しゅん工検査 工事の完成の確認を行うための検査

(2) 出来形検査

ア 工事の完成前に代価の一部を支払う必要がある場合において、工事の出来形部分等の確認を行うための検査

イ 契約解除に伴う出来形部分等について、確認を行うための検査

(3) 完済部分検査 設計図書において工事の完成に先だち、引き渡しを受けるべきことを指定した部分がある場合において、当該指定部分の確認を行うための検査

(4) 部分使用検査 工事目的物の全部又は一部を引き渡し前に使用しようとするときに、当該部分の確認を

(検査の種類・目的)

第5条 検査の種類と目的は、次に掲げるとおりとする。

(1) しゅん工検査 工事の完成の確認を行うための検査。

(2) 出来形検査

ア 工事の完成前に代価の一部を支払う必要がある場合において、工事の出来形部分等の確認を行うための検査。

イ 契約解除に伴う出来形部分等について、確認を行うための検査。

(3) 完済部分検査 設計図書において工事の完成に先だち、引き渡しを受けるべきことを指定した部分がある場合において、当該指定部分の確認を行うための検査。

(4) 部分使用検査 工事目的物の全部又は一部を引き渡し前に使用しようとするときに、当該部分の確認を

行うための検査 (5) 中間技術検査 施工中の各段階において、しゅん工検査を補完するために完了時点では不可視又は手直しの困難な工事などの確認を行うための検査 (検査の実施) <u>第7条</u> (略) (検査の中止) <u>第8条</u> (略) (検査の立会) <u>第9条</u> (略) (検査の手続) <u>第10条</u> (略) (検査の報告及び手直し) <u>第11条</u> 検査を行ったときの報告及び手直しは、次の各号により行うものとする。 (1) 検査の結果、当該工事の全部が契約に適合している場合。 ア <u>第6条</u>第1号の検査を行った検査員は、工事検査調書、工事検査合格通知書、検査合格通知書、履行確認通知及び関係書類を添えて検査担当課長に報告する。 イ <u>第6条</u>第2号の検査を行った検査員は、出来形明細書に出来形査定願書及び出来形写真を添えて検査担当課長に報告する。 ウ <u>第6条</u>第3号の検査にあたっては、アの場合を準用する。 エ <u>第6条</u>第4号の検査を行った検査員は、部分使用箇所確認書により、検査担当課長に報告する。 オ <u>第6条</u>第5号の検査を行った検査員は、工事検査	行うための検査。― (5) 中間技術検査 施工中の各段階において、しゅん工検査を補完するために完了時点では不可視又は手直しの困難な工事などの確認を行うための検査。― (検査の実施) <u>第6条</u> (略) (検査の中止) <u>第7条</u> (略) (検査の立会) <u>第8条</u> (略) (検査の手続) <u>第9条</u> (略) (検査の報告及び手直し) <u>第10条</u> 検査を行ったときの報告及び手直しは、次の各号により行うものとする。 (1) 検査の結果、当該工事の全部が契約に適合している場合。 ア <u>第5条</u>第1号の検査を行った検査員は、工事検査調書、工事検査合格通知書、検査合格通知書、履行確認通知及び関係書類を添えて検査担当課長に報告する。 イ <u>第5条</u>第2号の検査を行った検査員は、出来形明細書に出来形査定願書及び出来形写真を添えて検査担当課長に報告する。 ウ <u>第5条</u>第3号の検査にあたっては、アの場合を準用する。 エ <u>第5条</u>第4号の検査を行った検査員は、部分使用箇所確認書により、検査担当課長に報告する。 オ <u>第5条</u>第5号の検査を行った検査員は、工事検査	
--	---	--

調書、工事検査合格通知書及び検査合格通知書に係書類を添えて検査担当課長に報告する。 (2)(略) (成績評定) <u>第12条</u> 成績評定は、<u>第6条第1号</u>の検査に併せ行うものとし、別に定める新潟市工事成績評定実施要領により実施するものとする。 (工事確認) <u>第13条</u> (略) (工事等調書の送付) <u>第14条</u> (略) (検査等記録の整理) <u>第15条</u> (略) (その他) <u>第16条</u> この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、検査担当課長が別に定める。 (略) 附 則 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。 <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> 1. <u>この要綱は、令和7年7月15日から施行する。</u> <u>(監督員の指定)</u> 2. <u>この要綱の施行の日前に請負工事の監督及び検査に関する規程（昭和33年新潟市訓示第12号）第3条の規定により監督員として指定を受けた職員は、この要綱による改正後の新潟市請負工事の監督及び検査要綱の規定により監督員として指定を受けた職員とみなす。</u>	調書、工事検査合格通知書及び検査合格通知書に係書類を添えて検査担当課長に報告する。 (2)(略) (成績評定) <u>第11条</u> 成績評定は、<u>第5条第1号</u>の検査に併せ行うものとし、別に定める新潟市工事成績評定実施要領により実施するものとする。 (工事確認) <u>第12条</u> (略) (工事等調書の送付) <u>第13条</u> (略) (検査等記録の整理) <u>第14条</u> (略) (その他) <u>第15条</u> この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、検査担当課長が別に定める。 (略) 附 則 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。	
---	--	--

別記様式第 1 号 <u>(第 1 1 条第 2 号関係)</u> <u>新潟市請負工事の監督及び検査要綱</u> 別記様式第 2 号 <u>(第 1 1 条第 2 号関係)</u> <u>新潟市請負工事の監督及び検査要綱</u> 別記様式第 3 号 <u>(第 1 1 条第 2 号関係)</u> <u>新潟市請負工事の監督及び検査要綱</u> 別記様式第 4 号 <u>(第 1 1 条第 2 号関係)</u> <u>新潟市請負工事の監督及び検査要綱</u>	別記様式第 1 号 <u>(第 1 0 条第 2 号ア関係)</u> <u>新潟市請負工事検査要綱</u> 別記様式第 2 号 <u>(第 1 0 条第 2 号イ関係)</u> <u>新潟市請負工事検査要綱</u> 別記様式第 3 号 <u>(第 1 0 条第 2 号ウ関係)</u> <u>新潟市請負工事検査要綱</u> 別記様式第 4 号 <u>(第 1 0 条第 2 号エ関係)</u> <u>新潟市請負工事検査要綱</u>	
---	---	--